

小田原市立下曽我小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定

令和元年5月1日改定

1 いじめ防止等に関する学校の考え方

(1) いじめ対策の基本理念

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであるが、学校だけの問題ではなく、社会全体で取り組むべき、大人たち全員の課題である。その上で、「いのちを大切にす小田原」（未来を担う子どもたちが地域で見守られながら健やかに成長できる環境づくり）をめざし、いじめを根絶するための理念として、次の5つを掲げる。

- いじめを防止するために、あらゆる機会を通して、大人たちから児童に対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にする心を育む教育活動の充実に取り組まなければならない。
- いじめは、人間として決して許されない行為であり、すべての児童、保護者、教職員等学校関係者、その他子どもに関わるすべての大人が、いじめに対する正しい理解をもって、いじめの根絶に取り組まなければならない。
- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうるものであり、子どもたちの周りにいる大人たちが、いじめが行われなくなるよう見守るとともに、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、市、県および国が連携して取り組まなければならない。
- いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得るものであり、すべての児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、すべての学校において、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組まなければならない。
- いじめは、子どもたちが所属する集団の構造や人間関係等に起因することから、互いの存在を認め合い、心の通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりを進めていかななければならない。

(2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組む。

また、いじめ問題には学校や家庭の問題としてだけではなく、全ての大人たちの問題として取り組まなければならない。いじめをしない、させない、ゆるさないためにも、地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進める。

① いじめの未然防止

- いじめの未然防止に向けて、家庭や学校において、子どもの発達段階に応じ、

人権を尊重する道徳観や規範意識を高める教育を通じて、“いのちを尊ぶころ”や“他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力”を育む。

- 子どもたちが、自分の存在が認められていること、大切にされていることを意識できることが重要である。家庭や地域において、家族や大人たちとふれあう機会を充実させる一方、大人たちは子どもたちの育ちに関心を持つ。
- 子どもたち一人一人が、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努めるとともに、青少年を取りまく情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚をもって、適切に行動する態度を身に付けることができるように、情報モラル教育の一層の充実に取り組む。
- 学校は、「いじめは人間として絶対に許されない行為であること」や、「当事者だけでなく観衆や傍観者がいじめの持続や拡大に大きく影響すること」を教え、子どもたちがいじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設ける。

② いじめの早期発見

- いじめの早期発見に向け、教員が日頃から、子どもたちの表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるように教員の資質や能力の向上を図る。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- 定期的に行うアンケート調査や個人面談等によって常に子どもたちの状況を把握すると共に、子どもたちが困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努め、子どもからの相談に真摯に対応する。
- いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることをふまえ、地域、家庭をはじめ市民全体に対していじめに関する啓発を行い、大人たち全員が子どもたちを見守り、育てる意識を持つように働きかける。

③ いじめの早期対応

- いじめには、チームで組織的に対応することを基本とする。管理職・学級担任・児童指導担当職員・養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、特定の個人が孤立したり、情報を抱え込んだりすることのないように、組織としてきめ細かい対応をしていく。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている児童の心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速に対応する。
- いじめがあることが確認された場合や、いじめの疑いがある場合は、いじめを

受けた児童を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

④ いじめの解消

- いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導する。なお、いじめられた子どもの立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導することもある。また、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行う。
- いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもだけでなく、全ての子どもに対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないよう指導を行う。
- 学級担任は各学級で、いじめを許容しない雰囲気が形成されるよう指導を行う。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態と判断せず、いじめが解消している状態と判断した場合も、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもを日常的に注意深く観察する。

⑤ 家庭との連携

- 子どもたち一人一人に発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育むためには、学校での教育活動だけでなく、家庭での取組も重要である。
- いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童といじめを行った児童、双方の保護者を支援し、家庭との連携の下に、問題をよりよく解決する。
- いじめを行った児童に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人一人が抱える要因や背景を的確に把握して、適切な助言や支援を行う。

⑥ 関係機関との連携

- いじめを受けた児童や、いじめを行った児童が立ち直っていくためには、医療や福祉などの専門機関の協力が必要な場合もあり、また、地域の青少年育成団体等の協力を得ることが有効な場合もあることを認識する。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処する。
- 「小田原市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」を中心に、関係機関との適切な連携を図るとともに、平素から関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催など情報共有体制を構築する。

⑦ 地域との連携

- いじめの問題は、学校内の人間関係にとどまらず、学習塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せており、学校単独では対応が難しいケースも少なくないことを理解する。
- いじめを未然に防止していく上では、日頃から、子どもたちが様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められるようにする。
- 学校関係者がPTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促す体制を構築する。

2 いじめ防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

- (ア)学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動や特別活動の推進を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする態度やより良い人間関係を築こうとする態度、他者への思いやりの心を育む取組を進める。
- (イ)日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進する。
- (ウ)教職員の資質向上のための研修会を設定し、子どもが発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努める。
- (エ)「インターネット上のいじめ」を防止するために、情報を発信する責任や自分で情報の必要性を判断する力を身に付ける情報モラル教育を、学級活動や総合的な学習の時間等さまざまな場面を使って推進する。
- (オ)教職員が児童と向き合い、家庭、関係機関、地域住民等と連携を図りつつ、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、教職員が行う業務の明確化等により、組織的にいじめの防止等に適切に取り組む。

(2) いじめの早期発見のための取組

- (ア)「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から子どもの日常の行動や生活の様子、小さな変化やサインに目を配るとともに、児童との信頼関係の構築等に努める。
- (イ)定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった場合は迅速に対応する。
- (ウ)学校で実施するいじめに関するアンケートに、インターネット上のいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発

見に向けた取組を進める。

- (エ) 教育相談等で得た児童の個人情報については、取扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめに関する情報を得た場合は、教職員全体で共有し、適切に対処する。

(3) いじめの早期解決のための取組

- (ア) 本校の児童がいじめの疑いがあるときや受けているとの通報を受けたとき、その他本校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、緊急会議を開催し、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、その結果を学校設置者である市教育委員会に報告する。
- (イ) いじめを受けた児童といじめを行った児童が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と学校設置者である市教育委員会の間で情報を共有して対処する。
- (ウ) いじめがあったことが確認された場合には、いじめを受けた児童を最後まで守り通すことを旨として、平穏な学校生活を再開できるよう、いじめが解消するまで、当該児童及びその保護者に対して継続的な支援を行う。また、再発防止に努める。
- (エ) いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、当該児童の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を継続的に行う。
- (オ) これらの対応については、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応を行う。また、いじめに係る情報を適切に記録し、プライバシーに十分配慮の上、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機関等との連携の下で取り組む。
- (カ) インターネット上のいじめについて通報相談を受けた場合は、情報を確認し、被害の拡大を防ぐために、書き込み等の削除を依頼する等必要な措置を行う。

(4) 家庭との連携

- (ア) 子どもがいじめを受けていると疑われる様子があるときに、スムーズに保護者が学校に相談・通報できるよう、プリントを作成したり懇談会や面談の機会に案内したりする等、相談・通報窓口を周知するための措置を講じる。
- (イ) いじめを受けた児童といじめを行った児童及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行う。

(ウ)積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるために気をつけるポイントを紹介する等、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努める。

(エ)学校や家庭での児童の様子について情報を共有できるよう、連絡ノートや電話相談、家庭訪問等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努める。

(5) 関係機関との連携

(ア)いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組む。

(イ)インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童やその保護者に対し、必要な情報提供・啓発活動を行う。

(ウ)いじめを受けた児童や、いじめを行った児童の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力を得るための連携を図る。

(6) 地域との連携

(ア)保護者や地域住民の学校運営についての意見を反映する学校運営協議会での情報交換など、学校の抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

(イ)地域で子どもたちを見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して近隣の学校や園、自治会、施設や事業所等地域の人々とふれあう機会を増やす。

(ウ)学校いじめ防止基本方針に基づく取組の状況を学校評価項目に位置付ける。

3 いじめ防止等のための組織の設置及び具体的な取組

(1) 組織の設置

下曽我小学校において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第22条の規定に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織として「いじめ対策等検討委員会」を常設する。

(2) 組織の構成員

校長
教頭
児童指導部担当

教育相談コーディネーター

養護教諭

当該児童学級担任

を中心として構成し、必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

また、重大事態の調査を実施する場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者を加える。

(3) 組織の役割

この組織は、本校におけるいじめの未然防止や早期発見のための防止等に関する取組の中核的な役割を担う。主な役割は、次のとおりである。

- ・学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・いじめに関する教職員研修等の実施
- ・いじめに関する児童、保護者及び地域に対する意識啓発
- ・いじめに関する通報及び相談への対応
- ・いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ・いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・いじめを受けた児童に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・いじめを行った児童に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・在校生やその保護者に対する情報提供 等

4 重大事態への対処について

いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」により適正に対応を行う。

(1) 重大事態

いじめが重大事態（法第 28 条の規定による重大事態をいう。以下同じ。）であるかどうかは、以下の考え方により判断する。

○次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応する。

- ① いじめを受けていた児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等

- ② いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている

疑いがある場合(年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。)は、直ちに重大事態と判断し、事実関係を明確にするための調査に着手する。

○児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして調査等に当たる。

(2) 重大事態発生の調査・報告

本校に在籍する児童が、いじめを受けて重大事態に陥った場合、校長は、市教育委員会を通じて小田原市長に重大事態の発生について報告する。また、市教育委員会は、県の支援の必要がある場合等には県教育委員会にも報告する。

① 事実関係を明確にするための調査

学校設置者である小田原市教育委員会又は学校は、当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、出来るだけ速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。なお、調査の実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた市教育委員会が判断する。

[判断の考え方]

次のいずれかに該当するときは、市教育委員会において調査を実施する。

- ・学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「いじめ対策等検討委員会」が主体となって実施する。

常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、調査に当たり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。また、必要に応じて、市教育委員会より、指導・助言や人的措置も含めた支援を受ける。

イ 市教育委員会が調査主体となる場合

本校で発生した重大事態について、市教育委員会が行う調査は、市教育委員会の下に重大事態の調査組織を設置して行う。

市教育委員会では、「小田原市いじめ防止対策調査会」において調査を実施する。

なお、本校で発生した重大事態について、市教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、市教育委員会は、県教育委

員会に要請し、必要な協力を依頼する。

(3) いじめを受けた児童及びその保護者への情報提供

学校又は市教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行う。

当該情報提供を行うに当たっては、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行う。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明する。

(4) 調査結果の報告

いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、市教育委員会を通じて、市長に報告を行う。なお、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。そのため、調査を実施する市教育委員会又は学校は、予め、そのことをいじめを受けた児童又はその保護者に伝えておく。

(5) 調査結果の公表

いじめの重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童及びその保護者の意向、公表をした場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特設の支障がなければ公表を行う。公表を行う場合は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、公表の方針について説明を行う。

5 その他

(1) 学校基本方針の点検と見直し等

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ対策等検討会議で、毎年、学校基本方針の点検と見直しを行い、修正や追加について全職員にその周知を図る。